

縦通防撓材の結合部の疲労強度評価の適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用)

改正理由

縦通防撓材の結合部の疲労強度評価は、鋼船規則検査要領 C 編と鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編共に船長 150m 以上の船舶に対し適用しているが、両者の船の長さの定義が異なっていた。

今般、検査要領 C 編における船の長さの定義を規則 CSR-B 編及び CSR-T 編の定義に整合させるべく、関連規定を改めた。

改正内容

縦通防撓材の結合部の疲労強度評価の適用に関し、鋼船規則検査要領 C 編中の船の長さの定義を鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編の定義に改めた。